

TAKATSUKI

* 農委だより

第114号

令和6年9月

編集・発行
高槻市農業委員会

〒569-8501

大阪府高槻市桃園町2番1号

TEL 072-674-7421

<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>遊休農地の解消に向けた
農地利用状況調査を実施

近年、農業者の高齢化や担い手不足等により、遊休農地が増加しています。

本市では関係者による連携・協力のもと、「遊休農地対策本部」を組織し、市内10地区の「対策協議会」において解消に向けた取組みを進めています。

今年度も9月下旬から市内全域の農地を対象に、各地区別に「利用状況調査」を行います。当該調査では、法で定められた遊休農地の調査と、新たに遊休化するおそれがある、いわゆる遊休農地予備軍も調査対象に加え、遊休農地の発生の未然防止に努めています。

遊休農地の未然防止のため
予備軍も合わせて調査

この利用状況調査では、地域の農業事情に詳しい農業委員、推進委員や各地区実行組合長とともに、遊休農地の状況を確認するとともに、その遊休農地が置かれている状況などについても確認しています。

調査期間中は農地へ立ち入ることがございますので、農家の皆様には調査へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

調査の結果、遊休農地と判定された農地については、所有者などに対し、当該

農地の「利用意向調査」を実施します。

意向調査に未回答、または示された意向通りになされておらず遊休農地を放置されたことが確認された場合、所有者等に農地中間管理機構との協議勧告が行われることがあります。協議勧告が行われた農地は、固定資産税の増額や相続税の納税猶予が打ち切られる可能性があります。

農地が一度遊休化してしまうと、復元のために多大な手間と費用が必要となるばかりか、雑草や雑木の繁茂などにより



各地区で開催される遊休農地対策協議会

お知らせ

令和6年度 農林業祭は
11月17日(日)

例年より1週間遅い第3日曜日に開催
(農林業祭実行委員会事務局: 072-674-7402)

遊休農地は病虫害発生の原因に
農地の適正な維持管理を

病虫害の発生や鳥獣害被害の原因になり、周辺農地にも深刻な影響を与えかねません。また、不法投棄や火災の恐れもあります。

日頃からの草刈りなど、農地の適切な維持管理と遊休農地解消に向けた各種制度の活用をお願いします。

なお、自ら耕作することが困難な場合は農地中間管理事業の活用等を検討ください。

※次のページに農地中間管理事業を活用した農地の貸借の流れを記載しています。

農地の貸借方法が変わります

令和7年度より農地を貸借する場合は「農地中間管理機構」を経由した貸借に統合されます。

農地の賃貸に当たっては借

受人（耕作者）の権利が強
く、農地貸借が進まない一つ
の要因となっていました。

そのため、農地貸借の流動
化を図るために「利用権」が

創設され
ています。

現在、農
地の貸借
は大きく

令和7年3月までに設定された
2者間での契約は、その終期ま
で有効ですので特に手続等の必
要はありません。

す。

みどり公

社を経由す
る農地の貸
借の流れは、

分けて2種類あり、貸し手と
借り手の2者間で契約を行う
ものと、貸し手と借り手と
の間に公的機関である農地

まず市農林緑政課または農業
委員会に相談いただくことか
ら始まり、その後、貸し手と
借り手の希望条件が合致すれ

ば、みどり公社を通じた権利
設定がなされることとなりま
す。

みどり公社を介した農地貸
借に興味がある方はお問い合
わせください。

・農林緑政課

（☎072-674-7402）

・農業委員会事務局

（☎072-674-7421）

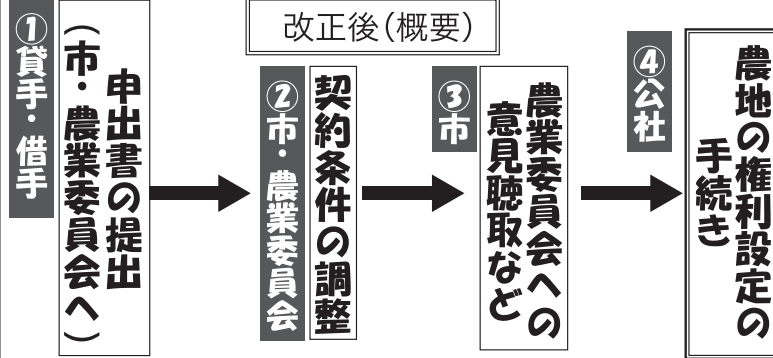
・大阪府みどり公社

（☎06-6266-8916）

大阪府みどり公社を介した農地貸借とは

- ・貸付期間は原則10年以上です。
(5年以上でも可能です。)
- ・貸付期間が終了すれば、必ず農地は
所有者に戻ります。
(貸し手、借り手双方が望めば更新
も可能です。)
- ・公的機関が間に入るので安心です。
(公社が農地を借り受けて、貸し手に
貸し付けを行います。)
- ・賃貸借の場合、賃料は公社から确实
に振り込まれます。
- ・貸し付けた農地については、税制優
遇がそのまま受けられます。
(別途手続が必要。)
- ・貸与期間は農地の草刈等の心配はい
りません。

改正後(概要)



※貸手・借手の直接契約ではなく、公社と契約することとなります。

相続登記申請が義務化されました

令和6年4月1日より

相続登記の申請が義務化
されました。義務化前に
発生した相続についても

令和6年4月1日から3

年以内の登記の申請が義
務付けられています。早
めに法務局で相続登記を
行いましょう。

相続登記の一連の手続

きは相続人本人でも可能
ですが、司法書士などの
専門家に依頼することも
お勧めします。

必要書類等、ご不明点
がございましたらお近く
の法務局へご相談くださ
い。

森本茂会長が 大阪府農業会議の副会長に選任

6月17日に開催された
一般社団法人大阪府農業
会議第158回通常総会及び
第53回臨時理事会におい
て、本市農業委員会会長
の森本茂会長が大阪府農
業会議の副会長に選出さ
れました。

森本会長は副会長
就任にあたり、農業
委員会第7回定例総
会において、「一般社
団法人大阪府農業会議
の副会長という重責を受
け、身の引き締まる思いで



森本茂会長

記入例

農地貸付申出書

大阪府みどり公社を介して
農地を貸したいという方は、
本書の提出を行って下さい。

(貸付希望農地所在) 市町村長 あて
(貸付希望農地所在) 農業委員会会長 あて

申出年月日：令和〇年〇月〇〇日

私は、裏面の注意事項を承諾の上、下記のとおり農地の貸付けを行いたいので申し出ます。

申出者氏名	(ふりがな) ○○○○ ○○○○ ○○ ○○ ○○ ○○						
申出者住所	〒 ○○○-○○○○ ○○市○○町○○丁目○○番-○○○号						
連絡先	固定電話	携帯電話	メールアドレス	○○○○○○@○○○.○○○			
貸付希望農地	所在地	地番	面積(m ²)	登記地目	現況地目	抵当権	地上権
	○○市○○町 ○○市◇◇町 ○○市△△△町	○○番 △△番 ◇◇番	○,○○○ △,△△△ ◇◇◇	田畑田 畑田	畑田 畑田	無 無 有	無 無 有
登記簿の名義	申出者名義 共有名義(3名)・未相続(法定相続人: 名)						
相続税納税猶予	受けていない 受けている		→ 抵当権設定日: 平成○○年○月△日				
農地・耕作の状況	(農地や耕作の状況等について具体的に記入して下さい) 一昨年まで、畑作をしていたが、昨年より年2回の草刈りを行っているだけです。						
接道状況	接道していない 接道している		→ 軽自動車の通行: 可・不可				
区画整理状況	不明・未実施 実施済		→ 特別賦課金: 無し 円/年				
土地改良区	区域外 区域内		→ 土地改良区名: ○○○○ 土地改良区				
土地改良区賦課金	無 有		→ 有の場合: ○,○○○ 円/年、負担者: 申出者 転借人				
水利費	無 有		→ 有の場合: 賦課金に含む 円/年、負担者: 申出者 転借人				
共同賦役	無 有(2回/年)		→ 有の場合: (出不足金) ○,○○○ 円/年、参加者: 申出者 転借人				
契約形態	使用貸借(無料) 賃貸借(有料)		→ 賃貸借の賃料: ○,○○○ 円/年				
貸付希望時期	いつでも可 令和 年 月 から		貸付期間: 10 年間				
その他確認事項	① 簡易な物置小屋等の設置を認めるか。 認める・認めない						
	② 農業用のハウスの設置を認めるか。 認める・認めない						
	③ 果樹等の栽培を認めるか。 認める・認めない						
	④ 農地の付近に駐車出来る場所はあるか。 有・無						
	⑤ 使用出来る農業用水はあるか。 無・有 → 水源: ため池・河川・井戸・その他 【取水可能時期】 〇月～〇月・通年 【取水方法】 隣接水路より給水可能 (例: 6月～9月) (隣接水路より給水可能等、取水方法を記入して下さい)						
農地の貸付に関する条件等	(地域での取り決めや農地使用に当たっての注意事項等を記入して下さい)						

※分かる範囲で記入していただくこととなります

Photo News

水路等への残渣やごみの流入に関するお願い

農業者の皆様には日ごろから各地域での里道の草刈や水路の清掃活動等にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

一方で農作業を行う上で発生するごみ処理に対する問題が後を絶ちません。特にマルチや肥料袋が水路に流出してしまっていることがあります。

引き続きごみの適切な処分に注意していただき、周辺の環境にも配慮していただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

市民農園の利用者へ注意喚起

・近年市内でも市民農園の開設が行われ、多くの市民が農業に興味を持っています。

一方で、農薬や水の使用方法等を巡り使用者と地元農家等の間でトラブルが発生しています。市民農園開設者や管理を行っている方には、今一度利用者への農園利用にかかるマナー向上に向けた周知をお願いします。

・水の使用には地域によって決まりがあります。トラブル回避のためにも開設者は水の使用法を使用者に周知するようにしましょう。また、農薬等の使用方法につきましても、周辺の農地に影響がないように配慮するように周知していただきますようお願いいたします。

農業振興団体協議会が即売会 安満遺跡公園で開催

夏の農産物即売会が7月8日に安満遺跡公園で開催されました。この催しは、地産地消の推進に繋げようと市内各地で地元産農産物を販売している農業振興団体協議会が主催し、夏野菜を中心に新鮮で安全・安心な野菜や花などを即売しています。

この日も多くの農家の方が出店し、天候にも恵まれたことから、開始前から多くの方が訪れるなど、にぎわいを見せました。来場者は地元高槻の旬の野菜や米、花きなどを求め、大盛況となりました。



即売会に出店する渡邊委員

地域の小学生たちが学習田で田植え

市内の小学生たちが総合的な学習として、5月から6月にかけて各地で田植えを行いました。この取組みは春には田植え、秋には稲刈りなど子どもたちが体験することにより、農業や自然環境の保全の重要性を身近に感じてもらうために行っているもので、地元実行組合をはじめ、多くの農業者の方々の協力により成り立っています。

子どもたちは泥に足を取られ、時には転んでしまうなど、悪戦苦闘しながらも地域の農業者の指導のもと丁寧に苗を植え、楽しみながら農業の大切さを学び、米作りに対する関心を深めていました。



子どもたちと田植えをする濱田市長（左）・田植えの指導を行う藤井副会長（中央）と岸田委員（右）